

原議保存期間	30年（令和38年3月31日まで）
有効期間	一種（令和38年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第539号、丁交指発第181号
令 和 7 年 1 0 月 1 日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通指導課長

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の施行に伴う運転免許等の取扱いにおける留意事項について（通達）

先般、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）が署名され、令和7年9月11日に発効した。

本協定に係る我が国の警察運営に関係する事項については、「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の施行について（通達）」（令和7年9月12日警察庁丙企画発第42号ほか）をもって通達されたところであるが、運転免許等の取扱いにおける留意事項については下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

1 公用車両を運転する訪問部隊の構成員等の運転免許

協定第10条1では、フィリピンの軍隊の訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、それぞれ派遣国の権限のある当局が発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証（以下「派遣国の運転免許証等」という。）により、我が国の領域において、公用車両を運転することができる旨規定しているが、その取扱いに当たっては、次のことに留意すること。

(1) 身分の確認について

協定が適用される訪問者は、「構成員」と「文民構成員」の2つに分類され、協定第6条6において、「訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。」とされている。運転免許等の取扱いに際しては、派遣国の運転免許証等に加え、身分証明書等の提示により、身分を確認のうえ対応に当たること。

なお、派遣国の運転免許証等については、国内法令が存在しないため、道路交通法上の携帯及び提示の義務がないことに留意すること。

(2) 公務性の確認について

公用車両については、協定第1条(e)において、「「公用車両」とは、派遣国が所有

し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であって、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。」と定義されている。

よって、公務以外の目的で運行している車両は、派遣国が所有又は賃借する車両であっても、本協定に規定する公用車両には該当しないこととなり、派遣国の運転免許証等では運転することはできず、後述する国際運転免許証又は我が国の運転免許証が必要となることに留意すること。

なお、公務の執行のために運行する訪問部隊の車両には、公務に従事している車両であることを確認できる証明書類を積載することとしており、同書類により公務従事中に該当するかを判断すること。

(3) 運転することができる自動車等の種類及び条件の確認について

訪問部隊の構成員等が我が国の領域において公用車両を運転する場合には、派遣国の運転免許証等により運転が認められている自動車等の種類及び条件に従う必要がある。訪問部隊の構成員等は、免許種別ごとの運転可能な自動車等の種類及び条件について、日本語による説明文を携行していることから、必要により活用し確認すること。

(4) 最低年齢に関する要件について

協定上の公用車両の運転に関し、訪問部隊の構成員の最低年齢については、我が国の自衛官と同等の要件を適用することとしており、運転する自動車等の種類により、

- 大型自動車及び中型自動車 19歳
- 準中型自動車及び普通自動車 18歳

となる。

一方で、文民構成員に対しては、自衛官と同等の要件を適用しないことから、自動車等の運転のための最低年齢は、運転する自動車等の種類により、

- 大型自動車 21歳
- 中型自動車 20歳
- 準中型自動車及び普通自動車 18歳

となり、訪問部隊の構成員と文民構成員によって最低年齢が異なることに留意すること。

2 公用車両以外の車両を運転する訪問部隊の構成員等の運転免許

公用車両以外の車両の運転について、協定第10条2は、「公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。」と規定している。

本規定により、訪問部隊の構成員等が我が国の領域で公用車両以外の車両を運転する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第107条の2の国際運転免許証又は同法第84条の公安委員会の運転免許証を取得する必要がある、加えて、道路交通法の規定が適用となり、携帯及び提示義務が課せられることに留意すること。

3 その他

(1) 公務性のほか、身分の確認、運転免許の有効性や運転可能な自動車の種類及び条件

など、運転免許等の取扱いに疑義が生じた場合には、1 (2) の証明書類又は1 (3) 日本語による説明文に記載の連絡先へ照会すること。

- (2) 協定第10条3において、「公用車両（接受国において貸借される車両を除く。）には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。」と規定され、フィリピンの軍隊の公用車両には、国籍の標示として「フィリピン共和国国旗のマーク」を付けることとしている。

なお、フィリピンの軍隊が日本において貸借する車両については、国籍の標示を付ける必要はないので、標示を付けていない公用車両もあることに留意すること。

- (3) 訪問部隊の構成員等は、派遣国の運転免許証等で公用車両の運転が可能となることについて、交通指導取締りや交通事故事件捜査等に従事する警察官への教養を徹底すること。